

地域農業構造転換支援事業（R7補正、R8当初） Q&A

番号	分類	質問	回答
1	全般	どのような機械・施設が支援対象となるのか。	成果目標の達成に直結する、各種農業用機械・施設が支援対象となります。
2	全般	汎用性の高い機械・施設導入は認められていないが、実施要綱4（1）イ（イ）dのi～iiiにより対象と認める場合、どのような根拠資料が必要となるか。	個別の事例ごとにi～iiiの要件を満たす必要があり、iは誓約書により他用途に使用しないことを宣誓していただくこと、iiは年間利用計画書等により営農上の必要生を確認すること、iiiは作業日誌等により確認すること等が挙げられます。
3	全般	倉庫等は、使用・保管する農機具等を併せて導入すれば事業の対象となるのか。	倉庫等の農業以外の用途の容易に供されるような汎用性の高い施設等は支援対象としておりませんが、本事業の活用による導入する農業用機械を収容するための格納庫を一体的に整備する場合は支援対象となります。 なお、床面積規模は、導入する機械等の大きさ及び台数からみて合理的なものである必要があります。
4	全般	金融機関からの融資は必要か。また、融資に当たって留意することはあるか。	本事業の活用にとって、融資は不要です。また、融資を行っていた場合でも、契約書等の提出は不要です。
5	全般	本事業は、経営体ごとの採択、地区ごとの採択どちらか。	経営体ごとに採択を判断します。
6	全般	「新規就農者チャレンジ事業」との併願は可能か。	「新規就農者チャレンジ事業」との併願はできません。
7	全般	「農地利用効率化等支援事業」との併願は可能か。	「農地利用効率化等支援事業」との併願は可能です。
8	全般	担い手確保・経営強化支援事業や農地利用効率化等支援事業を実施中で、目標年度前である場合、本事業は活用できるのか。	担い手確保・経営強化支援事業又は農地利用効率化等支援事業における「地域農業構造転換支援対策（タイプ）」を実施している場合は、目標年度前であっても成果目標を上回る成果を上げることで、事業申請が可能となります。 その他の対策（※）や事業の場合は、目標年度前の達成状況に関わらず申請可能です。 ※ 担い手確保・経営強化支援事業のうち担い手確保・経営強化支援対策、農地利用効率化支援事業のうち融資主体支援タイプ等
9	全般	過去に担い手確保・経営強化支援事業や農地利用効率化等支援事業を実施したが、成果目標を達成していない場合、本事業は活用できるのか。	担い手確保・経営強化支援事業又は農地利用効率化等支援事業における「地域農業構造転換支援対策（タイプ）」を実施している場合は、目標年度前であっても成果目標を上回る成果を上げることで、事業申請が可能となります。 その他の対策（※）や事業の場合は、目標年度前の達成状況に関わらず申請可能です。 ※ 担い手確保・経営強化支援事業のうち担い手確保・経営強化支援対策、農地利用効率化支援事業のうち融資主体支援タイプ等

番号	分類	質問	回答
10	地域計画	いつまでに、目標集積率6割以上（都府県の中山間地域は5割以上）もしくはブラッシュアップ後の地域計画において目標集積率が現状の集積率よりも10ポイント以上増加する姿となっている必要があるのか。	事業実施年度の翌年度までに当該要件を満たすことが確実にできると事業実施主体が認める場合、事業活用が可能となります。 事業実施年度：令和7年度 ⇒ ブラッシュアップの期限：令和8年度 事業実施年度：令和8年度 ⇒ ブラッシュアップの期限：令和9年度
11	地域計画	地域計画の目標集積率10ポイント以上の増加は、本事業の目標年度ではなく、地域計画の目標年（10年後）で判断してよいのか。	そのとおり。
12	地域計画	地域計画のブラッシュアップを翌年度までに行うこととする場合、根拠資料等の提出は必要か。	事業実施主体が、確実にできると認めた根拠が分かる資料の提出が必要となります。例えば、市としての当該事業実施地区に係る地域計画のブラッシュアップ方針を文書化したもの等が考えられます。
13	地域計画	期限までに地域計画のブラッシュアップができなかった場合、ペナルティはあるのか。	事業実施翌年度までに地域計画の要件を満たせなかった場合、当該地域計画においては、要件を満たすまで本事業の新たな申請ができなくなる可能性があります。
14	地域計画	地域計画の目標集積率の達成状況について、確認を行うことはあるのか。	目標集積率の達成状況について評価を行うことはありませんが、達成状況報告の際に集積状況を様式にて確認することとしております。
15	地域計画	複数の地域計画に位置付けられている場合、全ての地域計画に「担い手」として位置付けられている必要はあるか。	「経営面積の拡大」を選択する場合には、経営面積の拡大を行う事業実施地区の地域計画に担い手として位置付けられている必要があります。 「付加価値額の拡大」「労働生産性の向上」を選択する場合には、経営体にとって主たる地域など事業実施地区とする地域計画に位置付けられていれば差支えありません。 いずれにしても、広域で営農を行っている場合等において、全ての地域計画に「担い手」として位置付けられている必要はありません。
16	地域計画	本事業の成果のみで、地域計画の目標集積率が現状値よりも10ポイント以上増加させる必要があるのか。	本事業の成果のみで10ポイント以上の集積率を達成する必要はありません。例えば、地域計画において、現状集積率が30%の場合、目標集積率が40%以上になっていれば事業の対象となります。

番号	分類	質問	回答
17	ポイント	認定新規就農者など、成果目標ポイントを算出するに当たり、現状値が0の場合、本事業の要望はできないのか。	現状値が0の場合は成果目標として「付加価値額の拡大」「労働生産性の向上」を選択することはできません（率を算出できないため）。一方で「経営面積の拡大」は選択することが可能であり、拡大率のポイントは現状以上の10点が付くことになります。 なお、認定新規就農者については、就農・女性課所管の「新規就農者チャレンジ事業」をご活用ください。
18	ポイント	成果目標の基準値は何年度にすればよいのか。	「付加価値額の拡大」「労働生産性の向上」は、要望時点で、原則、令和6年を基準値としておりますが、既に令和7年データがある場合には、令和7年データを用いていただいても構いません。 「経営面積の拡大」は、要望調査開始の前日としてください。こちらも同様に既に令和7年データがある場合には、令和7年データを用いていただいても構いません。
19	ポイント	「経営面積の拡大」を成果目標とする場合、現状面積と面積拡大分は事業実施地区内の面積とすればよいのか。	現状面積は事業実施地区内の経営面積全体、面積拡大分は導入等しようとする機械等と関連する作目の拡大分で計算してください。
20	ポイント	付加価値額の算出方法いかな。	「付加価値額＝収入総額－費用総額＋人件費（費用総額に含まれているものに限る。）」で算出してください。 なお、助成対象者が農業及び農業関連事業以外の事業を行っている場合は、その事業の付加価値額は除きます。
21	ポイント	労働生産性の算出方法いかな。	「労働生産性＝付加価値額÷総労働時間（農業及び農作業受託に関わるものに限る。）」又は「労働生産性＝付加価値額÷労働人数（農業及び農作業受託に関わるものに限る。）」で算出してください。 なお、助成対象者が農業及び農業関連事業以外の事業を行っている場合は、その事業の付加価値額は除きます。
22	ポイント	労働生産性の目標設定の際、労働人数に専従者分もカウントしてよいのか。	労働人数には、専従者分を含んで構いません。
23	ポイント	取組内容ポイントで加点するためには、どの時点で取り組んでいけばよいのか。	要望調査期間中に認定を受けていけば加点の対象となります。
24	ポイント	取組内容ポイントのうち「⑤労働環境の改善 ア労働保険（労働者災害保障保険・雇用保険）に加入している」について、労働保険のうち、労災保険のみに加入している場合でもポイント加算となるのか。	原則として、雇用者が両方に加入している場合にポイント加算となります。 例外として、個人事業主で雇用者がいない場合、あるいは、雇用保険の対象となる雇用者がいない場合等は、労災保険のみの加入でもポイント加算の対象となりえます。個別の事例について、判断に迷われる場合は御相談ください。
25	ポイント	取組内容ポイントのうち「⑤労働環境の改善 イ社会保険（厚生年金保険・健康保険）に加入している」について、対象者は雇用者か。	雇用者が厚生年金保険及び健康保険に加入している場合に加点されます。

番号	分類	質問	回答
26	成果目標	「付加価値額の拡大」及び「労働生産性の向上」を選択した場合、取組内容ポイントを含めて20点以上であっても採択されないのか。	「付加価値額の拡大」及び「労働生産性の向上」を選択した場合、成果目標ポイントで20点未満の場合は採択しないものとします。また、「労働生産性の向上」については、付加価値額の拡大額が現状未満の場合でも採択しないものとなります。
27	成果目標	要望調査後、計画承認が年度をまたいだ場合、成果目標の現状値は最新の数字に更新する必要があるのか。	要望調査時の現状値を使用いただいて問題ありませんが、最新の数字を使用いただいても差支えありません。
28	成果目標	目標年度以前に目標を達成した場合、事業達成扱いとなるのか。	成果目標は目標年度に達成している必要があります。例えば、1年目に達成し、目標年度に達成していなければ、未達となります。
29	成果目標	R7年産の米価上昇は補正の対象となるのか。	米の販売金額が平年値と比較して20%以上上昇している場合、補正の対象となりえます。具体的な補正方法は、以下のとおりです。 「販売金額＝販売数量（単収）×販売価格（補正後）」 ※ 販売価格（補正後）は、米の販売価格を平年値に補正したもので計算。
30	成果目標	農作業受託面積も経営面積として考えてよいのか。	作業受委託については、本事業が地域の中核となって農地を引受ける担い手への支援であることを鑑み、基幹3作業またはこれに準ずると客観的に判断が可能な場合、経営面積とすることができます。
31	成果目標	所有している遊休農地の作付を行う場合、経営面積の拡大とみなせるか。	既に所有しており、作付けしていない農地に作付けを再開する場合は、拡大分に含みません。
32	成果目標	従事分量配当を行っている場合、人件費とみなしてよいのか。	問題ありません。
33	成果目標	麦などの裏作の作付面積は、経営面積として算入することができるのか。	裏作の作付面積は算入することはできません。

番号	分類	質問	回答
34	リース	リース導入を選択した場合、リース契約の計画書等は提出が必要か。	リース契約の計画書等の提出をお願いします。
35	リース	リース導入はどの時点から着手に当たると判断すればよいか。	リースの場合は、契約時が事前着手になると判断してください。
36	リース	リース業者を選定する際に、複数の見積もりを行う必要があるか。	複数の見積もりが必要となりますので、選定の根拠となる資料の提出をお願いします。なお、要望調査時は1社で構いません。
37	リース	リース導入は最短何年、最長何年での活用が可能か。	リース期間は、3年以内で法定耐用年数以内の活用が可能となります（中古の場合は、中古資産耐用年数以内）。
38	リース	リース導入の場合、「リース期間終了後に相当程度の経営面積を拡大すること等が地域計画等で確認できること」とあるが、相当程度とはどの程度の面積か。また、地域計画で確認できない場合には、どのような資料で判断すればよいか。	相当程度については、事業実施地区内での経営面積の3割以上又は10ha以上の拡大です。原則、地域計画により確認を行います。困難な場合は、農業者の営農計画等で確認してください。
39	交付事務	市町村交付規則等は、事業実施前に制定しておけば問題ないか。	事業実施前に制定されていれば問題ありません。
40	交付事務	いつから事業に着手することができるのか。	事業実施主体から交付決定の通知を受ければ、事業に着手できます。市町村交付規則等に交付決定前着手の規定がある場合は、交付決定前であっても事業に着手することができます。
41	交付事務	市町村で上乗せして支援することは可能か。	問題ありません。
42	交付事務	R8年度事業実施を予定していたが、R9年度に繰り越して執行することは可能か。	年度内の事業着手が原則となります。繰越の手続については、地方農政局に御相談ください。